

Q 建設業の許可を持っていますか？

いいえ

新規で取得したい許可は何ですか？

一般のみ

【新規】 登録免許税 **15万円**

特定のみ

一般・特定  
両方

【新規】 登録免許税 **30万円**

## 【費用の見方】

・登録免許税  
→法務局へ納付する税金

・手数料  
→行政庁へ支払う手数料

はい

## 1 更新

許可の有効期間を更新する

現在の許可は何ですか？

一般のみ

①:【更新(一般)】手数料 **5万円**

特定のみ

一般・特定  
両方

②:【更新(一般・特定)】手数料 **10万円**

## 追加する業種は？

## 2 業種追加

現在の許可に、他の業種を追加する

現在の許可は何ですか？

一般のみ

一般

③:【業種追加】 手数料 **5万円**

特定

④:【般・特新規】 登録免許税 **15万円**

一般・特定  
両方

⑤:【業種追加+般特新規】 **20万円**(※)  
(※)登録免許税**15万円**+手数料**5万円**

特定のみ

一般

④:【般特新規】 登録免許税 **15万円**

特定

③:【業種追加】 手数料 **5万円**

一般・特定  
両方

⑤:【業種追加+般特新規】 **20万円**(※)  
(※)登録免許税**15万円**+手数料**5万円**

一般・特定  
両方

一般

③:【業種追加】 手数料 **5万円**

特定

③:【業種追加】 手数料 **5万円**

一般・特定  
両方

⑥:【業種追加】 手数料 **10万円**

### 3 般・特新規

新たに一般または特定を取得・お持ちの業種の区分を変えたい

現在の許可は何ですか？

一般のみ

お持ちの業種とは別に特定を取得する

お持ちの業種の全て・一部を特定に切り替える

お持ちの業種とは別に一般を取得する

特定のみ

お持ちの業種の一部を一般に切り替える

お持ちの業種を全て一般に切り替える

④:【般特新規】 登録免許税 **15万円**

④:【般特新規】 登録免許税 **15万円**  
**注意:**新規申請と同日付けで、当該一部の特定の廃業届が必要です

【新規(一般)】 登録免許税 **15万円**  
**注意:**新規申請と同日付けで、特定の廃業届が必要です

現在の許可は何ですか？

一般のみ

特定のみ

一般・特定  
両方

【許可換え新規】 登録免許税 **15万円**

【許可換え新規】 登録免許税 **30万円**

### 4 許可換え新規

(知事許可⇔大臣許可)  
許可権者を変更して新たに許可を受ける

#### 同時に複数の手続きをする場合 (組み合わせ一覧)

上記の1~3(①~⑥)を同時に申請する場合の手数料等は、下記組み合わせの金額になります。

組み合わせ	手数料等
①+③ (更新+業種追加)	10万円
①+④ (更新+般特新規)	20万円
①+⑤ (更新+業種追加+般特新規)	25万円
②+③ (更新+業種追加)	15万円
②+⑥ (更新+業種追加)	20万円

#### その他の注意事項

- ・手数料の納付方法については、別途「[許可に係る費用\(許可手数料等\)](#)」.pdfをご確認ください。
- ・金額は、令和8年6月時点のものです。改正により変更となる場合がございます。
- ・ご不明点がある場合は、申請先の九州地方整備局建設産業課にお問合せください。